

# 建設業法上の用語のポイント

## 1. 建設業とは、**建設工事(28業種)の完成**を請け負う営業をいいます。

28業種＝土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設

## 2. **軽微な建設工事のみ**請け負うことを営業する者については、**建設業の許可を必要としない**ため、建設業法上は、「**建設業者＝建設業許可業者**」と「**建設業を営む者＝許可を受けている・許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者**」との用語を使い分けています。

**【軽微な建設工事】**とは、工事一件の請負代金の額が

- 建築一式工事の場合⇒1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- その他の建設工事の場合⇒500万円に満たない工事

## 3. **附帯工事**については、建設業法第4条で、**許可を受けた建設業以外の建設業に係る建設工事であっても**、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する工事であれば、**請け負うことができる**と定めてあります。

附帯工事の性格は次の2つが考えられます。

### ① 主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事

Ex. 管工事の施工に伴って必要を生じた熱絶縁工事  
屋根工事の施工に伴って必要を生じた塗装工事 等

### ② 主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事

Ex. 建築物の改修等の場合の電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事  
建具工事の施工に伴って必要を生じたコンクリート工事、左官工事 等

附帯工事であるか否かの判断は、建設工事の注文者の利便等を基準として、その主たる建設工事の施工等に関して、他の従たる建設工事とする必要性や相当性を、それらの工事の関連や一体性等を踏まえ総合的に検討して判断することになります。

## 4. 発注者・元請負人・下請負人について、建設業法では次のように定義され、通称や契約上の名称とは異なっています。

通 称	発注者(施主)	元請業者	一次下請	二次下請	三次下請
建設業法上	発注者	元請負人	下請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人
契 約 上	注文者(甲)	請負人(乙) 注文者(甲)	請負人(乙) 注文者(甲)	請負人(乙) 注文者(甲)	請負人(乙)

## 5. **建設工事の請負契約**とは、報酬を得て、**建設工事(28業種)の完成を目的**として締結する契約をいいます。

資材購入、調査業務や運搬業務などその内容自体は、建設工事ではないので、建設工事の請負契約に該当しません。

## 6. **請負代金の額**とは、**消費税を含んだもの**をいいます。

(H13. 4. 3 国総建第97号「建設業許可事務ガイドラインについて」【その他】2.)